平成26年 第14回 江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時:平成26年7月22日(火)午後1時

場 所:教育委員会室

委員長 尾 上 郁 子 委員長職務代理者 井 治 石 正 委員 上 野 操 委員 松 秀 原 成 潤 委員(教育長) 浅 野

柴 事務局 教育推進課長 弘 田 靖 学務課長 雅 住 \blacksquare 指導室長兼教育研究所長 松 井 慎 栄 学校施設担当課長 佐 藤 弥 統括指導主事 Ш 中 兼

書 記 教育委員会事務局

教育推進課庶務係長 丸 山 継 典 同 主査 飯 田 常 雄

開会時刻 午後1時

尾上委員長

ただいまから、平成26年第14回教育委員会定例会を開催いたします。 日程第1、署名委員を決定します。石井委員と上野委員にお願いします。 続いて、日程第2、議案の審議にまいります。

初めに第43号議案、江戸川区立学校設置条例の一部改正についてを議題とします。本件は議会に上程される前の条例案に関することであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員 長

賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。

なお、第43号議案については議案が議会に上程された後に、議事録の公 開を可能といたします。

委員長

〔第43号議案にかかる審議 政策形成過程終了につき公開〕

それでは、第43号議案を審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。

柴田教育推進 課長

第43号議案、江戸川区立学校設置条例の一部改正についてでございます。 お手元資料に、議案の閲覧請求についてということでございます。裏面になります。

本件に関しましては、平成26年第3回の江戸川区議会定例会に提出する ものでございまして、総務部長に対して立案請求をする案件でございます。 新旧対照表をおつけしてございます。

今回の条例改正でございますが、学校の位置の部分で改正をさせていただきます。瑞江地区の区画整理事業の伸展に伴いまして、ここで住居表示を実施することになりましたので、各校の新住所をということで、改正するというものでございます。先の第2回区議会定例会におきまして、この議案が上程されまして、7月2日付をもって承認をされております。

その内容でございますが、下鎌田小学校の右側が旧の記載でございます。 西瑞江二丁目29番地が、東瑞江三丁目11番1号と変更に。合わせて下鎌田西小学校、こちらも西瑞江二丁目30番地が、瑞江四丁目19番10号と。 そして瑞江第二中学校、西瑞江二丁目15番地が、瑞江四丁目54番1号。 3点につきまして、変更をするものでございます。

実施日でございますけれども、11月4日の住居表示の実施ということに なってございます。

委員 長

今の件に関しまして、何かご質問、ご意見はございますか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

では、他になければ、第43号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委 員 長

それでは、原案のとおり決定いたします。

以上で秘密会を終了いたします。

次に、第44号議案、平成27年度小・中学校特別支援学級における教科 書用図書の採択についてを議題とします。内容につきましては、事務局から 説明をお願いいたします。

松井指導室長

それでは、平成27年度小・中学校特別支援学級における教科用図書の採択について、資料をごらんください。平成27年度の特別支援学級における教科書用図書の採択でございます。

特別支援学級、知的の障害学級におきましては、個々の状況が違うということで、検定本を使うことが適当でないというふうに認められたときに、それ以外の教科書を使うということになっております。個々の子どもの状況をわかっている学校が、それぞれ申請するものでございます。

中学校のほうをおめくりいただいて、学校整理番号104、江戸川区立松 江第一中学校をごらんいただきますでしょうか、ここのところで、左から3 番目に区分という項目がございます。一般、著作、一般、一般となっていて、 真ん中あたりに検定というふうに書いてございます。検定につきましては、 通常学級と同じものを同じ学年で使うということになります。それから著作 というふうに書いてあるところなのですが、これは文部科学省が特別支援学 校用に作成したものを使用すること、これを著作といいます。また、一般に

は大きく2種類ありまして、一つは検定本を過学年、中学1年生が小学校5 年生の検定本を使うといったようなときに、一般という表記をします。それ から、東京都教育委員会が、その他、一般図書として認める、特別支援学級 に採択していいという推薦リストがある、その中から各学校が児童生徒に適 したと認めた物を使用すること。この二つを一般という区分で表記しており ます。

教科書につきましては、1教科1冊は無償配布ということがございますの で、その対象となるものを各学校、一覧にいたしました。小学校13校、中 学校8校につきましては、その当該の児童生徒に応じたものを、このように 出されておりますが、新設校、小学校、春江小学校と中学校、小岩五中、2 7年度開設しますが、そこにつきましては学校長の判断で、それぞれ篠崎第 三小学校、小岩五中につきましては、篠崎中学校の参考に教科書の申請をし ているところでございます。各学校が違うものを使っておりますが、この一 覧をごらんいただきまして、採択の承認をお願いしたいということでござい ます。

委 昌 長

ただいまの44号議案に関しまして、何かご質問、ご意見ございますでし ょうか。

石井委員

検定以外の一般ですとか、それから先ほどご説明あった著作の教科書を使 っている学校につきましては、今回の事例以前にも、もう既に、そのように 歴史的な背景があったということでしょうか。あるいは、新たに出てきたと ころというのもあるのでしょうか。

指 導 室 長 これは以前から、その子どもの状況に応じて、各学校が判断しているとい うところで。

石 井 委 員

それはわかっているのですが、検定ではなくて、一般の出されてこられた、 今回初めて一般を出されてこられたという、そういう事例はあるのでしょう か。

指導室長

昨年度と具体的な一つ一つの比較はしていませんが、検定本が多くなって いるという傾向はございます。

なるほど、わかりました。 石 井 委 員

委員 長

何かご質問、ございますか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員 長

他になければ、第44号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、原案のとおり決定いたします。

続いて日程第3、教育関係事務報告にまいります。教育委員会後援名義の 使用承認についての報告をお願いいたします。

教育推進課長

教育推進課から1件の後援名義につきまして、ご報告を申し上げます。

行事名、第31回江戸川伝統工芸展。申請者は、江戸川区伝統工芸会会長でございます。事業の目的としましては、伝統工芸の保護育成と、伝統工芸作品を広く区民の方に理解し、親しんでいただくための作品発表展示会を行うというものです。実施日は26年9月11日から16日まで、タワーホール船堀展示ホール1、一般区民を対象として行います。一般区民からの出展も募集をしておりまして、その出展料として5,000円でございます。入場料は、徴収はございません。賞状、副賞等は、賞状の授与と、それから副賞として盾を、教育委員会賞としてお贈りさせていただいております。

後援の内容でございますが、名義の使用、プログラムの印刷、ポスター印刷代、そして広報えどがわ掲載、ホームページの掲載という内容になってございます。

委員長

続いてお願いします。

指導室長

指導室から1点、ご報告いたします。

第60回、全国夜間中学校研究大会でございます。申請者は、全国夜間中学校研究会の会長及び関東地区大会実行委員会委員長でございます。事業目的は、夜間学級における教育課題を解決するため、全国各校の教育実践を持ち寄り、研究協議及び情報交換を通じて教職員の資質向上を図るというものでございます。今年度、11月27日及び28日、大田区の産業プラザで開催をいたします。経費といたしましては、参加者1人3,000円というこ

とでございます。

委員 長

2点に関しまして、何かご意見ご質問ございますか。

石 井 委 員

1点目の伝統工芸展からお聞きしたいのですが、タワーホールで展示をやるときには、売るのはできないのですよね。それは、とても残念だなと思いまして。

今現在、区役所の1階で、あれは即売もされていらっしゃるということで、 伝統工芸展されるときに、こういう場所で即売をやっているのですよという ような、そんな1枚ものを参加者の方に配られると、よろしいのではないか なと思いました。

教育推進課長

この展示会のほうは、広く区民からも参加を求めまして、そこに三賞として区長賞、教育委員会賞、それから技能賞。技能賞については、これからの技術の進歩も含めて、奨励のような形でお出しする三賞を差し上げます。ですので、この出品の方は、基本的に1点をお出しになるということでの展覧会でございます。

委員さんの、今言っていただいた区役所の1階で行っているものは、江戸川区伝統工芸会と、それから伝統工芸保存会と、二つの団体がございます。この二つの団体で、そうした普及とともに販売も含めてやっていこうということで、江戸川伝統工芸振興会という会をつくっていただいて、そこの振興会が区役所の1階の展示の場所で実演販売をするということでやっておりますので、委員さんのご提案のとおり、そういった呼びかけも含めてやっていきたいと思います。

委 員 長

1点目なのですけども、これは例年どれぐらいの応募というのでしょうか、 あるのでしょうか。

そして、また賞に入られる方というのは例年同じような方なのか、また、 本当にいろいろな方が入賞されるのか、ちょっと教えていただければと思い ます。

教育推進課長

ちなみに昨年、第30回は50点でございました。その前は33点、年度によって、その数にはばらつきがございますけれども、その募集をさせていただいた中から選ばせていただくと。もちろん工芸会の会員の方々も出展をされるということで、大体30から50点という点数でございます。

委 員 長 入賞、表彰される方というのは。

教育推進課長

文化財保護審議会の伝統工芸の分科会長が3名で審査をしております。審 議会で当日審議をした上で、賞を決定しているという流れでとらせていただ いております。

上野委員

先ほど江戸川区内に二つ会があるということですが、伝統工芸会と、もう 一つは。

教育推進課長

伝統工芸保存会でございます。

上野委員

保存がつくのですか。

教育推進課長

はい。

上野委員

それで、どういう違いがあるのですか。

教育推進課長

もともとは一つの団体でおやりになっていたのですが、取り組みについて 考え方が違うというようなことでの分派をしたようなことであります。

上野委員

そうすると、伝統工芸の種類によって違ったという意味ではないのですね。

教育推進課長

はい、違います。

上 野 委 員 では、同じ工芸でも両方にあるという場合があるのですね。例えば風鈴み たいな。

教育推進課長

そういうふうになります。

上野委員

何かやるときには、まとまってやろうということもあると。

教育推進課長

区民まつりですとか、そういったところでも展示販売している場面もあり ますけれども、せっかく区役所の1階に、ああいうスペースができましたの で、両方の団体、力を合わせてやりましょうということでスタートしており

ます。

上 野 委 員 ありがとうございます。

委 員 長 2件目の夜間中学校の研究大会のほうは、よろしいでしょうか。

松 原 委 員 50回ということで、伝統ある研究大会なのですけれども、これは江戸川 区が9回目、都内、確か8校ぐらい設置があると思うのですけど、その、それぞれの行政のほうで後援名義を取っているという解釈でいいのですか。

指 導 室 長 都内で設置している自治体及び東京都教育委員会が後援になっております。

松 原 委 員 ありがとうございます。

委

員

長

ー したなければ、ただいまの報告事項を了承いたします。

他に報告事項はございますか、よろしいですか。

それでは、以上をもちまして平成26年第14回教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 午後1時19分

よろしいでしょうか。

江戸川区教育委員会議事録用紙